

阿波市市制20周年記念事業

＜阿波市食マルシェ2025&阿波牛・阿波ベジBBQ＞

出店者募集要項

2025年11月3日（月・祝）に開催する「阿波市食マルシェ2025」への出店者を募集します。

本年は阿波市市制20周年を記念し、「阿波市食マルシェ2025」と「阿波牛・阿波ベジBBQ」の二本立てで、「食」と「農」をテーマに多彩な内容で開催します。

例年とは一味違う特別なマルシェとして、阿波市の魅力を発信し、地域のにぎわいを創出する場をともに盛り上げていただける事業者・団体の皆さまのご応募をお待ちしております。

●イベント主旨

県下随一の農業立市である阿波市の特徴を活かし、阿波市産農産品等を使った「阿波市食マルシェ」を開催。阿波市を中心とした多くの市民・団体・事業者の参加を得て、地域産品の消費を喚起するとともに、食を通じた阿波市の魅力を発信する。

●基本テーマ

- ・阿波ベジや加工品等の販売を通じ、阿波市の農業をPRする。
- ・阿波市市制20周年を記念し、「阿波市食マルシェ2025」と「阿波牛・阿波ベジBBQ」の二本立てで、「食」と「農」をテーマに多彩な内容で町のにぎわい作りや活性化を目指す。

●開催概要

- ・イベント名 阿波市市制20周年記念事業 阿波市食マルシェ2025&阿波牛・阿波ベジBBQ
- ・日時 2025年11月3日（月・祝） 10:00～15:00
- ・会場 阿波市役所北側駐車場（〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡古田201番地1）
- ・主催 一般社団法人 阿波市観光協会（共催：阿波市）
- ・動員目標 1,500～2,000人

■お問い合わせ・申し込み■

〒771-1703 阿波市阿波町東原173番地1

阿波市観光協会 阿波市食マルシェ係

TEL：0883-35-4211

◆◆◆◆募集要項◆◆◆◆◆

募集内容

2025年11月3日（月・祝）に開催する「阿波市食マルシェ2025」会場内の出店コーナーにおいて、飲食、物産販売などのブース出店をしていただける個人または団体等を募集します。

応募資格

阿波市のイメージ向上に資するような、阿波市産食材を使ったメニュー、加工品、特産品の提供、またはマルシェの賑やかで楽しい雰囲気を演出することができる個人、団体で、イベントの主旨および基本テーマに添い、「阿波市食マルシェ 運営規定」により、取扱商品や出店モラルについての規定を遵守できる方。

応募申込

運営規定を熟読し、「阿波市食マルシェ2025 出店申請書・誓約書」に必要事項をご記入のうえ、2025年8月7日（金）17:00までに阿波市観光協会へ、持参もしくは郵送、LINEにて提出してください。また、出店形態に応じた許可証の写しも添付にてご提出ください。イベント会場にて調理販売の場合は、衛生責任者を必ず記入してください。

出店許可

「阿波市食マルシェ2025 出店申請書・誓約書」を受理した後に、出店の可否を「出店許可証」とともに通知します。
なお、出店者が多数の場合は、適正数に絞らせていただくことがありますのでご了承ください。

◆◆◆◆実施要項◆◆◆◆◆

イベント名 阿波市市制20周年記念事業 阿波市食マルシェ2025&阿波牛・阿波ベジBBQ

目 的 本イベントは、阿波市市制施行20周年記念事業として開催するもので、徳島県内や阿波市にちなんだ地場産品を来場者に紹介・販売することで、阿波市のイメージ向上と地域産業の振興に寄与することを目的としています。

また、今年は、「阿波市食マルシェ2025」と「阿波牛・阿波ベジBBQ」の2本立てで構成し、「食」と「農」を通じて阿波市の魅力を広く発信します。

阿波市観光協会員や市民のコミュニケーションを促進し、今後の阿波市全体の地域活性化に繋がります。

開催日時 2025年11月3日（月・祝）午前10時～午後3時まで（搬入出時間を除く）

会 場 阿波市役所北側駐車場

出店料 阿波市観光協会員1,000円 / 非会員3,000円。

車 両 イベント開催中の会場内は緊急車両を除き車両通行止めとなりますので、開催時間中は車両の乗り入れはできません。

出店者車両は基本1台までとし、主催者の指定する駐車場に駐車して下さい。

主 催 一般社団法人 阿波市観光協会（共催：阿波市）

◇◆◇◆◆運 営 規 定 ◆◆◇◆◇

【出店者】 以下に該当する方が申請できます。

- 調理販売の場合は、出店形態に応じた公的機関の発行する営業許可証を有する者
(※申請時に営業許可証の写しをご提出ください。)
- 調理販売の場合は、生産物賠償責任保険(PL保険)等に参加している者
- 調理販売の場合は、衛生責任者を1人設置すること
- 過去2ケ年において保健所長から営業停止等の行政処分を受けたことがないこと
- 業務を的確に遂行するために必要な知識、技能、経験及び資力並びに社会的信用等を有していること
- 出店スタッフの健康管理が良好であり、衛生教育を実施していること
- 食中毒など会場で提供した料理・加工品などに起因する第三者への不利益は、出店者に責任があるものとし、事前に十二分の配慮を行うほか、万一発生の際には誠意ある対応が取れること
- 別添誓約書に同意した者

▼以下の項目のいずれかに該当する方は申請できません。

- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の2)および暴力団員(同法律第2条6)である者
- 懲役もしくは禁固の刑に処されその執行が終わらない者、または、禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留もしくは起訴され、判決が確定に至るまでの者
- 未成年者のみ(代表者が成人であれば可)
以上に関して万一、出店された方については、判明次第、許可を取消し、強制撤去とします。
ただし、主催者が認める出店者や団体については、前記の適用を除外します。

【出店品】

- 調理販売の場合、保健所が露店営業許可できるメニューであること。
※露店営業許可については、各管轄の保健所にお問い合わせください。
- 会場には、給排水設備・発電設備はございませんので、調理販売の場合は事前に必要な調理(仕込み)を済ませた状態で来場し、会場内では原則として最終調理(煮る、焼く、揚げる、茹でる等)を行って提供できる状態で出店してください。
- 出店できないもの
 - ・加熱調理されていない肉・魚
 - ・保健所が露店営業許可できないもの
 - ・その他、主催者が不適当と判断したもの

【出店費用】

- 出店者は出店に関わる全ての費用を負担してください。
- 出店ブース料金は、阿波市観光協会員は1,000円 (※非会員は3,000円)

【出店範囲】

(A) 飲食店ブース（キッチンカー）（募集定員 (A)・(B)合わせて約24ブース）
1ブース約5m間隔で配置します。※全長5mを超える車両についてはご相談ください。
※給排水、電気、ガスはありません。

(B) 飲食店ブース（テント出店）（募集定員 (A)・(B)合わせて約24ブース）
1ブース約3～4m間隔で配置します。
※給排水、電気、ガス、テントはありません。

(C) 農産物・加工品等ブース（合同テント）（募集定員 約8ブース）
1ブース、約45cm×180cmの会議テーブルでの販売とします。
※主催者側が設置する合同のテント内での販売となります。

※会場の許容量に限りがありますので、応募多数の場合、選考といたします。阿波市観光協会、阿波市産食材を使ったメニューの提供を行う店舗を優先させていただきます。

【出店場所】

出店場所は、主催者が指定する位置となります。

【搬入搬出】（予定）

7:00- 9:00	◇会場到着、搬入	※到着を受付に連絡
7:00-10:00	◇ブース設営、陳列	※車を移動
10:00-15:00	出店販売 販売終了後随時片付け	
15:15-17:00	◇終了、搬出撤去作業	※撤収を受付に連絡

※イベントの進行状況により時間が前後する場合があります。

※出店者決定後に再度詳細スケジュールをお知らせいたします。

【出店許可証】

出店者は、阿波市観光協会が送付した「出店許可証」を出店ブースに掲示しなければなりません。

【出店制限】

以下の項目に該当する場合は、受付をいたしません。また許可済であっても中止させていただく場合があります。このために生じた損害の賠償はいたしません。

○公の秩序・風俗・安全を乱す恐れがあると認められた場合

○出店申請書の記載事項に虚偽があった場合

【出店許可の取り消し】

運営規定に違反したり他の出店者やお客様を誹謗中傷し公序良俗に反する行為が発覚したときには、出店許可を取り消します。

【後片付け及びごみ処分】

閉店後は出店者が後片付けを行い、出たごみについては各自処分してください。

【販売品の安全性及び品質の保証】

出店者は販売する商品の安全性・信頼性・品質を確保する上で十分な対策を講じるものとし、製造物責任法第2条に定める「欠陥」のないこととします。

食中毒などイベント会場で提供した商品に起因する第三者への不利益は、出店者に責任があるものとし、事前に十二分の配慮を行うほか、万一発生の際には誠意ある対応をとってください。

【火気取り扱いについて】

調理加工に限らず、火気を取り扱う場合、必ず消火器をご準備ください。

また、昨年度、消防より必ず消火器を設置するよう注意がありました。

本年は消火器（使用期限内のもの）設置基準を満たしていない場合、営業ができなくなりますので十分ご注意ください。

【出店者の事故及びトラブル】

出店時における出店者の事故、商品の盗難、焼失等に対して主催者は一切の責任を負いません。また、出店者間や来場者および購入者とのトラブルについても同様とします。

【イベントの中止】

感染症拡大や社会状況の変化により、イベント開催が困難になった場合は、主催者の判断によって中止します。

雨天時も原則として決行予定ですが、災害や荒天および警報発令などによりイベント開催が困難になった場合は、主催者の判断により中止します。

やむを得ず中止の場合も、主催者は出店に関わった費用を負担しません。

【その他】

ゴミは必ずお持ち帰りください。

体調が優れない方、熱のある方は出店・入場をお控えください。

その他にも項目を追加する可能性があります、その際は改めてご案内させていただきます。

詳細については、阿波市観光協会にお問い合わせください。TEL：0883-35-4211

◆阿波市食マルシェ2025 出店申請書◆

申請者	(ふりがな) 事業所名（屋号）				
	(ふりがな) 代表者役職/氏名				
	(ふりがな) 衛生責任者	※調理販売の場合は必ず記入			
	住所	〒			
	電話番号/FAX	TEL		FAX	
	代表者携帯電話				
	メールアドレス				
販売種別		1.食品関係 2.飲料関係 3.農産物 4.加工品 5.その他			
出店種別		(A) キッチンカー (B) 飲食テント出店 (C) 合同テント			
提供メニュー (販売希望商品) 並びに提供方法		※イベント主旨、基本テーマに添ったメニュー・商品をご検討願います。 ※出店多数による選考の場合、阿波市観光協会員・阿波市産食材を使ったメニューの提供を行う店舗を優先させていただきます。			
食品衛生法に基づく 営業許可	許可年月日			許可番号	
	営業種別			許可証発行保健所	
持ち込み物品 ※必要最低限でお願い します。					
	ガス： 有 ・ 無 使用機材：				
	電気： 有 ・ 無 使用機材：				
テント出店の方（B）	テント持ち込み（ 無 ・ 有 ） サイズ： m × m				
搬入目安時間希望	☐ 7：00 ☐ 7：30 ☐ 8：00 ☐ 8：30 ☐ 9：00				
(A) の方はキッチンカー (B) (C) の方は運搬用車 両を記入ください。	車種			登録番号 (ナンバープレート)	

※1 裏面の誓約書にも署名すること。

※2 飲食物を販売される店舗は保健所の許可証の写しを添付すること。

◆誓約書◆

一般社団法人 阿波市観光協会 殿

私は、阿波市食マルシェ2025にて出店を申請するにあたり、実施要項および運営規定を遵守する事を誓います。また、主催者の判断により出店が認められなくとも異議を申し立てる事はいたしません。

令和 年 月 日

事業所名

代表者名
(自署)

申請書提出先 阿波市観光協会 〒771-1703 阿波市阿波町東原173番地1